

第8回 人権尊重のまちづくり審議会 会議録

日 時：令和4年3月29日（火）午前10時から10時45分まで

場 所：門真市役所本館2階 大会議室

出席者：榎井会長、潮谷副会長、勝川委員、五味委員、白土委員、西川委員、前元委員、松本委員、宮前委員、山下委員

事務局：水野市民文化部長、山市民文化部次長、黒木人権市民相談課長、西田人権市民相談課長補佐、佐藤人権市民相談課係員

1. 議事

(1)パブリックコメントの実施結果について

(2)答申について（今後の人権施策のあり方について）

2. 答申

3. その他

（開会）

事務局：定刻になりましたのでただいまより第8回門真市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。司会を務めさせていただきます人権市民相談課課長の黒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員10名のうち10名にご出席いただいております。門真市人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により委員総数10名の過半数以上が出席となっておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。また、当審議会は審議会等の会議の公開に関する指針第4条及び門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領に基づき、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日の審議会の傍聴はいらっしゃいません。本日の会議につきましては会議録の作成を行うために会議を録音させていただいておりますので予めご了承をお願いいたします。

それでは本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料はまず「次第」、次に「資料1 パブリックコメントの実施結果」、「資料2 答申書（案）」、資料3といたしまして「門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）」、また参考資料といたしまして、「門真市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿」、「第7回門真市人権尊重のまちづくり審議会座席表」、「門真市人権尊重のまちづくり審議会規則」、「審議会等会議の公開に関する指針」、「門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領」、「諮問書（写）」となっております。資料は全て揃っていらっしゃいますでしょうか。もし、不足等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではこれ以降の議事進行につきましては榎井会

長にお願いしたいと思います。

会 長：それでは、ここからの進行はわたくしが務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。早速ですが、案件に入りたいと思います。前回11月に開催されました、第7回人権尊重のまちづくり審議会において、計画改定案について修正内容をご報告いただき、改めて意見の聞き取りを行っていただきました。各委員より出された意見を含め門真市の人権施策推進本部会ならびに幹事会での意見を計画改定案に反映させた後、パブリックコメントを実施されております。それでは案件1パブリックコメントの実施結果について事務局より報告をお願いします。

事務局：それでは事務局より案件1パブリックコメントの実施結果についてご報告させていただきます。前回、当審議会を11月に開催し、頂いたご意見を反映させたのち、昨年12月より1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。こちらの実施結果を報告いたします。資料1を御覧ください。案件名は（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）、意見募集期間は令和3年12月15日（水）から令和4年1月14日（金）まで、閲覧場所に関しましては資料1に記載しております15箇所及び市のホームページにて公表をいたしております。受付した意見等の件数につきましては0件で意見はございませんでした。案件1の説明につきましては以上でございます。

会 長：パブリックコメントを実施した結果、意見はなかったということについての説明でした。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員：閲覧場所がここに書かれているのですがけれども、例えば市内の障がい者団体であるとか、国際交流協会とか、高齢者の団体であるとか、委員さんが出てきているところではないところに、パブリックコメントを呼びかけるような働きかけはされたのでしょうか。

事務局：申し訳ないのですが、今回につきましてはそういった働きかけは行っておりません。ホームページと広報にてパブリックコメントを実施すること掲載はしたのですが、ひとつひとつに働きかけるということは行っておりません。

委 員：というのも、ここに出てきている委員が門真市のことをくまなくわかっているということではないと思うのですね。門真市のお住まいの当事者の方たちが一番実感、実態についてご存知であるということをお考えたときに、パブリックコメントがないというのに私はとても驚きました。0件ということはめったにないのではないかと思います。それを考えると市民の方が人権についてあまり興味がないというのがひとつで

すけれども、当事者の方たちの意見を吸い上げる努力をしなくてはいけないのではないかということは思いましたので、今回はこれといたうことですが、今後については働きかけをしていただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。今後はいただいた意見を参考に検討いたします。

会 長：他にございますでしょうか。それでは案件1については以上とさせていただきます。

続いて案件2 答申書（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは事務局より答申書（案）についてご説明させていただきます。資料2 答申書（案）を御覧ください。当審議会は市長より平成31年2月13日付けで諮問を受けまして、およそ3年間にわたり合計8回の会議の開催を通して様々なご審議を重ねていただきました。その中で人権教育・人権啓発推進基本計画について改定に向けたご審議を進めていただき、資料3 門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）としてまとめてまいりました。本計画案を門真市長に答申するものであり、また本計画の推進にあたっては、審議過程でいただいた意見や要望に十分配慮されるとともに計画に示されている施策について、着実に実行されること要望するものとなっております。案件2の説明につきましては以上です。

会 長：答申書（案）についての説明がありました。実際に製本を行う際には、「てにおは」など軽微な調整が入る可能性があるかと思いますが、内容として特段のご異議がなければ当審議会から市長への答申としたいと思いますが、ご異議等ありますか。

委 員：少し気になっているところがございまして、これまでこの計画をつくるにあたって、幾度かの会議を開きながら様々な意見を集約してきた。先程委員の方からもありましたけれども、パブリックコメントに関しては、今後さらに改定をするときには、広くもっと意見を頂いた中で作っていくべきかなと感じました。今回目を通して見て、少し気になるところがありました。この冊子の17ページから子どもの人権が載っているのですが、②子どもの人権課題に対して、門真市としては子どもの人権に関して未来を守るための施策として貧困対策にすぐ取り組んできました。その取組の内容というのか、取組自体がこの中にはそれほど入っていないのが残念だという思いがあり、門真市はこういうことをした、こういう取組をしているということが記載されているほうがよいのではないかと思います。もう1点はみなさんご承知だとは思いますが、ウクライナの侵攻に関して。これは大きな人権侵害です。門真市議会としても、3月の議会においてロシアのウクライナ侵攻に抗議して

撤退することを求める決議を全会一致、議員全員で可決させていただきました。市長におきましても、門真市も非核平和都市宣言を行っている市の市長として、ウクライナ侵攻に抗議をしたと表明されています。今回の計画においてこの戦争全般に関しても少し触れておくべきではないかと思います。これはほぼほぼ計画が出来上がった状況で起こった事案ではありますが、やはり大事な問題、とくに日本にとっては戦争という言葉は強く受け止めていかななくてはならないと思っていますので、この機会にまだ余裕があるのであれば、侵攻に関しての文言を付け加えていただければと感じております。

会 長：貴重なご意見ありがとうございました。子どもの貧困に関してはやはり計画策定から今回の改定の間で起こっている本当に深刻な問題だと思いますし、門真市が具体的に取り組んできたということも含めて重要なご指摘をいただいたのではないかと感じます。それからもう1つのウクライナ問題ですが、具体的な国の名前は置いておいても、戦争が起こるといふ現実に関して、最大の人権侵害であるという認識は変わらないというふうに思います。ただし、この計画が今出来上がろうとしている時期でありますので、いただいた意見に関しては事務局の方と検討させていただいて、基本計画（案）の修正が可能であるということであれば、記載する内容等については会長の私に一任いただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。

一 同：（異議なし）

会 長：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委 員：これも以前からでていたと思うのですが、項目ごとにSDGsに関わる場所、抜き出して右に入れてくださっているのでもわかりやすい部分もあるのですが、これが逆にこれしか関係していないと思わせる両面があると思います。たとえば5のジェンダー平等を実現するというのは実はどの課題にも関わりがあります。それを事務局がわかっていたら大丈夫だと思うのですが、人権というのはお互いに関わり合っているの、そういうことをつくっている側が認識していることが必要だと思います。

事務局：ありがとうございます。おっしゃる通り、細かくみていくとすべての項目がすべての項目に当てはまるということに関しては認識しており、掲載するときはどうしようかという考えもあったので、委員のご指摘をしっかりと認識しておきます。

会 長：10 ページのところの説明はされていると思うのですが、可能であれば、人権課題というものは必ずしも縦割りできるものではなく、すべての課

題が重なり合って、関係しあっているということを一言添えていただくとうよいのではないかと思います。他何かございますでしょうか。答申書(案)の修正はあるという前提で引き続き次第2の答申に進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：(異議なし)

会長：ご異議がないということですので、門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本方針(案)を若干修正したものを本審議会の案としたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは次第2の答申へ進めさせていただきます。なお、準備がございましたのでしばらくの間お待ち願いたいと思います。この間に、久々に対面で顔を見ることができた最後の審議会ということになりますので、せっかくなので委員の皆様へ審議会での感想、先程委員から門真市民の方々の、より一層の参加をとというご意見もありましたけれども、ご感想あるいは人権に関する近況報告などでかまいませんので願いたします。副会長から順番に願いたします。

副会長：3年間という長い年月をかけてつくられてきたと思いますが、今回新しい視点というのが入ってきたように、人権課題というのは情勢の中で変わってくるが多々あります。この計画については10年間の計画のうち、5年を経過した段階で門真市人権尊重のまちづくり審議会の点検を受けるものということで位置づけられています。それからもう1つ、急激な社会情勢の変化が認められた場合においては適宜、門真市人権施策推進本部が計画との調整を行うと9ページの方に書いてありますが、ここの部分というのをやはり本計画を市民の方にご理解頂いたり、社会情勢に合わせてつくっていくということを徹底していかなくてはならないと思います。委員からありましたように、市民の声というのが届かなかったということは計画として発信というところがまだまだ不足している可能性があると思っています。その中で色々な情勢があったときに柔軟に計画というものを変化させ、発信していく、発信は多ければ多いほど届く可能性が市民に対してはあると思うのですね。この人権尊重のまちづくり審議会もそうですけれども、計画の中身というのを門真市の情勢と合わせながら柔軟に変えていくというのも重要ではないかと思えます。見直しの際には市民の声も入っていけばいいのではないかと思います。私のもともとの門真市の人権との関わりというのは、人権相談をされている方との関わりから始まって、相談員の方が積極的に困っている方へ対応され、窓口も縦割りではなく色々な部署と頑張って連携されている姿をみてきました。そういう方たちが門真市にいらっしゃるわけですから、そういう方たちがしっかりと活躍できる環境を継続してつくっていただければなと思えます。

委員：3年間させていただいたのですが、まず委員長をはじめ、事務局の方々3年間ご苦労様でした。立派な答申ができたと思います。安心安全なまちづくりということで、去年、門真市再犯防止推進計画というのを人権市民相談課でつくっていただきました。同じように人権につきましても安心安全で住みやすいまちづくりということで今後も頑張っていきたいと思っています。一般市民になかなか伝えられないということなのですけれども、立場の弱い人達にとって、ホームページを観るということ自体がまず少ないと思います。冊子がどのくらい印刷されてどのように配布されるかということをお聞きしておきたいと思いました。予算もありますので全市民に配ることはできませんが、関係団体、関係機関には配っていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

委員：人権相談ということでどんなところに相談したいかというアンケート結果が載っていたのですが、気になったのが「相談しようとは思わない」ということで、悩むことがあってもどうすればよいかわからないという方が市民の中に一定数いると考えたときに、そういった方をどう相談につなげていくかが大切だと思いました。また、子どもの人権なのですが、今問題のヤングケアラーとかいろいろな問題がありますので、そういった方を含めた相談体制だとか、市の中でも救っていかなくてはならないのではないかと思います。先ほど委員が再犯防止推進計画について挙げられましたが、罪を犯した方の人権についても項目がありました。被害者とその家族の人権については述べられていましたが、今後は罪を犯した方の家族についても考えていかなくてはならないと思いました。今後もしっかりと勉強していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

委員：前任者の方と途中で交代したので後半だけ委員を務めさせていただきました。パブリックコメントもそうなのですが、計画をつくりはじめる段階で市民や団体とのやり取りがもっとあったらよかったのではないかと思います。こういうものをつくるのでぜひ声をとることができていればパブリックコメントにも声が上がってきていたのかなというのは思いますので、市民の方といろいろなところで市側が積極的に関係性をつくっていただくというのは今後の課題としてやっていただけたらと思います。今年は水平社が創立から100年という記念すべき年で、3月にNHKの番組に私も出演させていただきました。部落問題というのは現在進行系の問題なので、100年という区切りで終わらずに今後とも皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

委員：高齢者の方と関わってきて、なかなか本人が意識していなくても周りから見たら大変だなと思うこともありまして、包括支援センターが関わ

って、問題があれば対応してくれています。市民のごくごく普通の人の意見が、困っていることがあれば地域包括支援センターの方から市の方にも届いたらよいかと思います。

事務局：人権市民相談課に直接こられた方を、高齢福祉課を通して地域包括支援センターにつなぐといった、そういう連携はできます。

委員：第8回の審議会が対面で開催できたこと、立派な答申が出来上がったことを嬉しく思います。感想を述べさせていただくのですが、人権擁護委員の認知度というのが皆さんにまだまだ広まっていないように思います。どこになにを相談したらよいのかということの掘り起こしという意識を常に持っておりまして、特に人権問題につきましては、前回の答申と比べて社会構造も変化しておりますし、人権問題自体も複雑多様化していると。そしてなにより人権問題というのは、個人の感想ですけれども、世界の平和が乱されたときに、人権はいとも簡単に踏みにじられてしまうのだということ、平和の尊さがなにより大切であるということを感じております。また門真市においてはいろいろなことで悩んでおられる方に対し、いろいろな形でお役に立てるように頑張っていましたらと思います。

委員：人権相談に関わって丸7年になります。パブリックコメントといいますか、毎日市民のみなさんからお話しを受けています。人権となりますと、ほとんどすべてのことに関わる非常に大事なことです。特に子ども、女性、障がい者、高齢者などが具体的な話として当初200件ほどだったものが、この数年間は350から400、年々相談が増えています。市役所に来られるというのは大変、敷居が高い、3階の人権の相談室に行くのはもっと敷居が高いということで、実際に困っている方は相談に来られる方の10倍、20倍もいられるように思います。ただ、一つひとつの案件にきっちり答えきるのが難しい、市役所の各課や外部の機関にお願いして知恵をいただくというふうにしてはありますが、一つひとつの相談が人権尊重のまちづくりの基本になるのではないのでしょうか。そのことでそういう相談の場所を市の中で保障していただく、広げていただくということが、冊子にあるようなことを一つひとつ解決していく手立てになるのではないかと思います。答申ができて、これを具体化していくことが大事だと思います。私は人権相談の場で、そのことを前向きに取り組んでいきたい、またみなさんのご協力をお願いしたいと思います。

委員：人権に関しては日本の中でもずいぶんと考え方も変わってきていると思います。今回答申については、広く市民のみなさんに対応する内容となっています。今後、いじめ、ハラスメントなどの争いごとが起こらないようなまち、優しいまちになっていけばという思いがあります。広く

広くとなると、なかなかそこまで浸透できないというのが現状です。10年前と比べればだいぶ変わりましたが、やはりいまだに人権侵害というのは起こっておりますし、それに気づかず行動してしまう方もおられます。そういった際にしっかりと声を掛けられるような市になっていけばと思います。

委員：前任の方からの引き継ぎで会議参加は2回目になります。ずっと書面でやっていて、皆様と顔をあわせて意見を交換するというのははじめてなのですが、私達民生委員の立場といたしまして、子どもの虐待や高齢者の方から私達が相談を受けた際に包括支援センターの方に連絡して動いていただくという形で、高齢者の方をはじめとして私達は市民の困っている方々の身近な窓口といたしますか、そういった方と常に接しておりますので、人権もですが、福祉の関係で、安心して安全に住みやすい門真ということを目標に頑張っております。よろしく願いいたします。

会長：事務局の方からなにかありますか。

事務局：冊子については予算の関係で200部作成する予定になっています。各団体にお配りさせていただきますものと、概要版をお配りできるようにと考えております。

会長：ホームページにはPDFを掲載するのですか。

事務局：掲載します。

会長：ありがとうございました。それでは準備が整いましたので、次第2答申について事務局よりお願いします。

事務局：それでは、次第2答申に移ります。答申書及びに門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画(案)につきまして榎井会長から宮本市長に答申をお願いしたいと思います。

会長：答申書 今後の人権施策のあり方について 平成31年2月13日付け門市人第492号をもって諮問された「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」及び「新たな人権課題に対応し人権行政を推進するために必要な体制」について、慎重に審議を重ねてまいりました。今回、門真市人権教育・人権啓発推進基本計画の改定にあたり、当審議会の意見や指摘を踏まえられたものであることから、門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画(案)を適当と判断し、別添のとおり答申します。なお、本計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程で述べられた意見や要望に十分配慮されるとともに、計画に示される施策について着実に

実行されることを要望します。

事務局：ありがとうございます。それではここで市長から委員の皆様にご挨拶をお願いいたします。

市長：みなさまお疲れ様です。ただいま答申書を賜り誠にありがとうございます。先程もお話にありましたけれども、平成31年2月13日から本審議会におきまして計8回にわたり議論を行っていただきました。今回賜りました貴重なご意見に関しましては、計画の策定と同時に施策に落とし込んでいきたいと考えております。この間、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、この2年間非常に厳しい環境になりまして、市民の皆様にも多くのご苦勞をいただいたわけですが、ここで新たな人権の課題というのが出てまいりました。その面では社会情勢が変化していく中で、価値観また人々の多様化、また生活スタイルが変わっていく中で見落とされていく人権の課題があり、また新たに出てくるものがあることを実感しております。日々いろいろな形で子どもたちの教育に限らず市民の皆様へのしっかりとした啓発と同時に相互理解というのを広げていかななくてはならないと思っております。ぜひそういった面では委員の皆様におかれましては、いろいろな形で、いろいろな角度で行政であったり市民の状況などを見守っていただきながら今後も適切なお指導ご鞭撻を賜りたいと考えています。今般の貴重な皆様のご意見をいただきましたこと、あらためて感謝申し上げます、私からの御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会長：市長ありがとうございます。それでは次第3その他に移ります。事務局からなにか連絡事項はありますか。

事務局：今回委員の皆様のご審議を賜りまして、答申をいただくことができました。改めて事務局一同御礼を申し上げます。門真市第2次人権教育・人権啓発基本計画につきましては今回いただきました答申を元に、庁内にて意思決定を図っていきたいと思います。冊子が完成いたしましたら皆様にお送りさせていただく予定です。よろしくをお願いいたします。

会長：他にありませんか。ないようでしたら、閉会にあたりまして私からご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては本当に長きに渡り熱心にご審議いただき、たくさんのご意見を賜りありがとうございました。この2年間というのは本当にコロナがあつて会うこともままならなかったりとか、私達も肌感覚として新たな時代に入っていること、そしてそれが人権課題のことを浮き彫りにするような時代に入っているのではないかと実感しています。SDGsで一人ひとり取り残さないという標語がありますが、現場で一体誰が取り残されているのかということをひしひしと感じ、地域から発信していくべきだ

というふうに感じました。今回の案は10年間の門真市の指針となるものですが、5年目、あるいは時代の変化があれば5年を待たずに見直すということで、時代とともに指針が活かされるものであるように祈念したいと思います。これを持ちまして閉会の挨拶としたいと思います。皆様本当にありがとうございました。本日の審議会は以上をもって終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。以上を持ちまして第8回人権尊重のまちづくり審議会を閉会させていただきます。

－閉会－（10:45）